記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

①氏名　湯浅宇右エ門、湯浅　元吉、湯浅長右エ門、湯浅鷹之助、湯浅通太郎、湯浅繁次郎、湯浅　要蔵、湯浅角太郎、湯浅勝五郎、湯浅福次郎、湯浅八郎兵ヱ、湯浅半兵ヱ、湯浅　弥吉、湯浅熊之助、湯浅庄右エ門、湯浅庄次郎、湯浅角太郎、湯浅伊右エ門、湯浅久太郎、湯浅利右エ門、湯浅太郎吉、湯浅喜三郎、湯浅善之助、湯浅捨五郎、湯浅鉄太郎、湯浅億次郎、湯浅　和助、湯浅平太郎、湯浅八兵ヱ、湯浅　仇吉、湯浅　七蔵、湯浅李右エ門、湯浅栄次郎

住所　未保存のため住所不明

②氏名　湯浅傳右衛門、湯浅甚之助、湯浅　幸作、湯浅甚四郎、金子七左エ門、松丸市太郎、湯浅栄之助、湯浅　刃松、湯浅勝五郎、湯浅三之助、湯浅治兵ヱ、湯浅　幸助、湯浅与四郎、松丸勘次郎、金子栄之助、金子七郎兵ヱ、湯浅　久作、湯浅半右エ門、湯浅新五右エ門、湯浅吉兵ヱ、湯浅健次郎、湯浅李次郎

住所　未保存のため住所不明

③氏名　湯浅　充尚

住所　千葉県松戸市紙敷一一四一番地

④氏名　石井　一夫

住所　千葉県松戸市紙敷一〇五四番地

⑤氏名　佐藤　喜通

住所　千葉県松戸市馬橋二四三二番地の一芙蓉コーポ三〇三号

⑥氏名　清水　正雄

住所　千葉県松戸市紙敷三六一番地一有限会社葛飾工芸内

⑦氏名　吉長　大輔

住所　千葉県松戸市紙敷一七三番地二

⑧氏名　後藤　彰三

住所　千葉県松戸市上本郷一四〇〇番地三

⑨氏名　佐藤　一太

住所　千葉県松戸市紙敷一六四番地の一

⑩氏名　佐藤　美香

住所　千葉県松戸市紙敷一六四番地の一

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年一月十九日

千葉県松戸市紙敷七二八番地の一

松戸市紙敷土地区画整理組合

理事長代理

副理事長　湯浅　敏雄

公示送達

松紙区第二八九号

松戸市紙敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松紙区第二六七号

平成二十三年十二月五日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、松戸市紙敷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　吉岡伸一郎

住所　東京都港区南青山一丁目三番一―二八〇三号

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市紙敷土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市紙敷土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起する事ができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年一月十九日

千葉県松戸市紙敷七二八番地の一

松戸市紙敷土地区画整理組合

理事長代理

副理事長　湯浅　敏雄

公示送達

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業に係る左記の一に記載する者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項、同条第五項及び同法第九十九条第二項の規定による仮換地指定通知並びに同法第百条第一項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

㈠　仮換地指定通知の部

住所　熊本市田迎町田井島三六一番地

氏名　有田ツタヱ

住所　熊本市画図町重富三二三番地

氏名　倉原　亨

住所　熊本市田迎町田井島六七三番地

氏名　福島　一喜

住所　熊本市画図町重富二二一番地

氏名　前田九美男

住所　熊本市田迎町出仲間五三五番地

氏名　安場　辰雄

住所　熊本市田井島三丁目一一番七号

氏名　吉住美保子

㈡　使用収益停止の通知の部

住所　熊本市田迎町良町一二二番地

氏名　園田　喬代

住所　熊本市田迎町良町一一六二番地

氏名　園田ハマ子

住所　熊本市田迎町良町九六番地

氏名　宮本ミツエ

二、通知の内容

㈠　仮換地指定通知

平成二十三年十二月二十七日付け田南土区発第五十一号

㈡　使用収益停止の通知

平成二十三年十二月二十七日付け田南土区発第五十四号

（教示）

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に熊本市田井島南土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、この通知は当該事業施行地区内熊本県熊本市良町一丁目二三三番地一所在の掲示板において掲示しています。

平成二十四年一月十九日

熊本県熊本市田井島三丁目八番一号

熊本市田井島南土地区画整理組合

理事長　村田　政時